

国見町監査委員告示第23号

令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算及び基金運用審査の意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算、及び同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類について審査したので、次のとおり意見書を公表します。

令和4年8月30日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 小 林 聖 治

令和3年度石母田財産区一般会計歳入歳出決算等審査意見書

第1 石母田財産区一般会計歳入歳出決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算

上記会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書、財産に関する書類及びこれらに係る証書類

4 審査の着眼点

会計の歳入歳出決算について、関係書類が法令等に準拠して作成されているか、計数は関係諸帳簿等と符合するか、また、主に前年度決算と対比することにより、予算の執行状況の変化とその要因を確認することを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、会計の歳入歳出決算書及び同付属書類について、証書類との照合点検を行い、予算の執行状況等について確認した。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された会計の決算書類は、地方自治法及びその他関係法令に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認めた。

また、予算の管理執行状況及び内容についても、概ね適正であると認めた。

(2) 個別意見

ア 収支の状況

収入済額 18,662,790 円、支出済額 18,662,790 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 0 円となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 100.0%（前年度 94.0%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

なお、審査に付された決算書について、地方自治法及びその他関係法令に準拠して作成されるべき書類であるが、財産に関する調書が漏れていた。今後は、審査に付す書類に関しては、十分

確認して遺漏の無いように注意をしてもらいたい。

第2 基金運用審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定による審査）

3 審査の対象

国見町石母田財産区財政調整基金。

4 審査の着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、基金の運用状況に関する書類について、決算審査とあわせて証書類との照合点検を、決算審査とあわせて、実施した。

6 審査の結果

審査に付された基金の運用状況は、関係法令に準拠し、計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認めた。

なお、基金の概要は、次のとおりである。

7 基金の概要

(1) 基金の設置目的

ア 国見町石母田財産区財政調整基金

国見町石母田財産区の財源の不足を生じたときの財源を積み立てるための基金。

(2) 基金の残高

(単位：円)

名称	2年度末現在高	3年度の異動の状況		3年度末現在高
		増加	減少	
国見町石母田財産区財政調整基金	16,083,401	995,623	17,079,024	0
計	16,083,401	995,623	17,079,024	0